

子ども・子育てビジョン（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）

2. 妊娠，出産，子育ての希望が実現できる社会へ

（5）誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

《待機児童の解消や幼児教育と保育の質の向上等を図る》

■保育所待機児童の解消

就労希望者の潜在的な保育ニーズに対応し，就労しながら子育てしたい家庭を支えるため，保育所待機児童の解消を図ります。

とりわけ，待機児童の 8 割を占める 3 歳未満児の公的保育サービスの利用割合については，平成 21 年度末には対象児童の 24%，潜在的な保育需要を合わせると，平成 29 年度には 44%に達すると見込まれています。

このため，女性の就業率が段階的に上昇することを勘案し，平成 26 年度までに 35%の保育サービス提供割合を目指し，潜在需要にも対応した待機児童の解消を図ります。

その際，保育所の整備に加えて，小中学校の余裕教室や幼稚園等の既存の社会資源の活用，賃貸物件を活用した保育所分園の整備，家庭的保育の拡充などを推進し，計画的に公的保育サービスの受入児童数の拡大を図ります。